

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 4 5 7	受理年月日	令和 7 年 9 月 25 日
件 名	全てのケア労働者の処遇改善の要請		
要 旨	政府は、2024年度の診療報酬・介護報酬等の改定において、医療・介護分野等の賃上げの必要性を認め、ベースアップ評価料や新処遇改善加算を創設した。しかし、その効果は極めて限定的で、政府が掲げた賃上げ目標である2024年度2.5パーセント、2025年度2.0パーセントのベースアップには遠く及ばず、2025年春闘における日本医労連加盟の病院や介護施設の賃上げは、定昇込み平均2.07パーセント（5,772円）と、他の主要産業の賃上げ平均5.52パーセント（18,629円）の僅か3分の1にとどまった。さらには、医療機関経営の7割が赤字という中、元々、平均額で他産業の半分程度であった年間賞与が、更に引き下げられる医療機関も続出した。政府として、ケア労働者の賃上げの必要性を認めるのであれば、少なくとも、この間の他産業との賃上げ格差を埋める処遇改善が、全てのケア労働者に差別なく行きわたる施策を具体化するべきである。そのためには、事業存続すら危ぶまれる状況に瀕している医療・介護経営への緊急の財政支援と診療報酬・介護報酬等の基本診療科・基本報酬による報酬10パーセント以上の引上げを具体化するべきである。 他方、増すうする医療費や保険料負担の抑制・削減を理由に、更なる病床削減やOTC類似薬の保険外し等が進められようとしている。しかし、こうした医療費抑制政策は、患者・国民の医療へのアクセスを阻害し、受診抑制をもたらし、医療機関の運営や経営にも一層深刻な影響を及ぼす。全ての国民に医療にアクセスする権利を平等に保障する医療供給体制を構築し、誰もがお金心配なく安心して医療に掛かることのできる国民皆保険を守ることこそが重要である。 ついては、政府の責任で全てのケア労働者の持続的な処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持・発展のため、貴市会として、国に対し以下の事項を求めることを願う。 医療や介護現場等で働く全てのケア労働者の賃上げと人員増に向けて、2026年度の診療報酬改定及び介護・障害福祉サービス等報酬の前倒し改定を行う中で、全ての医療機関、介護・福祉施設等における賃上げ財源の確保と物価高騰対策のため、基本診療料や基本報酬による10パーセント以上の報酬引上げを行うこと。また、当面の支援策として、2025年中に全額公費による賃上げ・物価高騰支援策を実行すること。		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		